

# 防衛監察本部関係法令

(平成27年10月1日現在)

## 防衛省設置法 (昭和29年法律第164号)

### 第三章 本省に置かれる職及び機関等 第五節 特別の機関

(防衛監察本部)

第二十九条 防衛監察本部は、職員の職務執行における法令の遵守その他の職務執行の適正を確保するための監察に関する事務をつかさどる。

- 2 防衛監察本部の長は、防衛監察監とする。
- 3 防衛監察監は、防衛大臣の命を受け、第一項の監察を行う。
- 4 防衛監察本部の内部組織は、政令で定める。
- 5 防衛監察本部の位置は、防衛省令で定める。

## 防衛省組織令 (昭和29年政令第178号)

### 第一章 本省 第五節 特別の機関 第二款 防衛監察本部

(副監察監)

第一百六十二条 防衛監察本部に、副監察監一人を置く。

- 2 副監察監は、防衛監察監を助け、部務を整理する。
- 3 副監察監は、防衛監察監に事故があるとき、又は防衛監察監が欠けたときは、その職務を行う。

(総務課及び統括監察官の設置)

第一百六十三条 防衛監察本部に、総務課及び統括監察官一人を置く。

(総務課の所掌事務等)

第一百六十四条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 機密に関すること。
- 二 防衛監察監の官印及び防衛監察本部印の保管に関すること。
- 三 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。
- 四 防衛監察本部の職員の任免、給与、分限、懲戒、服務、規律その他の人事に関すること。

- 五 防衛監察本部の職員の福利厚生に関すること。
  - 六 防衛監察本部の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計に関すること（統括監察官の所掌に属するものを除く。）。
  - 七 防衛監察本部所属の行政財産及び物品の管理に関すること。
  - 八 監察に関する企画及び立案に関すること。
  - 九 前各号に掲げるもののほか、防衛監察本部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。
- 2 総務課に課長を置く。
  - 3 課長は、防衛監察監の命を受け、課務を掌理する。

（統括監察官の職務）

- 第六十五条 統括監察官は、防衛監察監の命を受け、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 監察の実施に関すること。
  - 二 防衛監察本部の所掌に係る会計の監査に関すること。

## 防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所及び防衛監察本部組織規則（昭和29年6月30日総理府令第39号）

### 第四章 防衛監察本部

（位置）

- 第二十四条 防衛監察本部は、東京都に置く。

※ 関連部分のみ